

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和6年12月5日(2024.12.5)

【公開番号】特開2023-157310(P2023-157310A)

【公開日】令和5年10月26日(2023.10.26)

【年通号数】公開公報(特許)2023-202

【出願番号】特願2022-67130(P2022-67130)

【国際特許分類】

G 06 F 11/36 (2006.01)

10

【F I】

G 06 F 11/36 108

【手続補正書】

【提出日】令和6年11月26日(2024.11.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項4

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【請求項4】

請求項3に記載のモデル検査装置であって、

前記オーケストレータが異なる複数の前記部品合成定義と、

前記部分仕様抽出基準に基づき複数の前記部品合成定義について抽出した前記部分仕様と、

を記憶し、

前記更新の対象になった前記サービスの更新後の前記部分仕様と一致する前記部分仕様が前記過去抽出部分仕様に存在しない場合、もしくは、前記更新の対象になっていない前記サービスの前記部分仕様が前記過去抽出部分仕様に存在しない場合に、前記サービスの更新前の部分仕様を含む他の前記部品合成定義を抽出し、

30

抽出した前記他の部品合成定義について再検証が必要であることを示す情報を出力する

、
モデル検査装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項10

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項10】

40

請求項9に記載のモデル検査方法であって、

前記モデル検査装置が、

前記オーケストレータが異なる複数の前記部品合成定義と、

前記部分仕様抽出基準に基づき複数の前記部品合成定義について抽出した前記部分仕様と、

を記憶するステップ、

前記更新の対象になった前記サービスの更新後の前記部分仕様と一致する前記部分仕様が前記過去抽出部分仕様に存在しない場合、もしくは、前記更新の対象になっていない前記サービスの前記部分仕様が前記過去抽出部分仕様に存在しない場合に、前記サービスの更新前の部分仕様を含む他の前記部品合成定義を抽出するステップ、及び、

50

抽出した前記他の部品合成定義について再検証が必要であることを示す情報を出力する

ステップ、
を更に実行する、モデル検査方法。

10

20

30

40

50